

第 20 回農業資材審議会農薬分科会 議事概要

1 開催日時及び場所

日時： 令和元年 11 月 6 日（水） 13:25 ～ 14:40

場所： 航空会館 7 階 702, 703 会議室

2 出席委員（敬称略）

赤松美紀、梅田ゆみ、浦郷由季、代田真理子、夏目雅裕、西本 麗、平沢裕子、天野昭子、宇野彰一、小浦道子、坂 真智子、関田清司、山田正和、與語靖洋、永山敏廣

3 会議の概要

（1）今後の農業資材審議会農薬分科会の運営について（決定）

「今後の農業資材審議会農薬分科会の運営について」（資料 4）に基づき、事務局から説明を行った。審議の結果、「農薬の登録、変更登録等に係る農業資材審議会の審議の進め方」、「農業資材審議会農薬分科会農薬使用者安全評価部会設置規程」、「農業資材審議会農薬分科会農薬蜜蜂影響評価部会設置規程」、「農薬使用者安全評価部会の審議資料等の取扱いについて」、「農薬蜜蜂影響評価部会の審議資料等の取扱いについて」及び「『農業資材審議会が軽微な事項の変更と認める場合』について」を案のとおり決定とすることについて了承された。

委員からの主な質問・事務局からの回答は以下のとおり。

（質問）今後、年間 30 原体以上が再評価で審議されることになるため、分科会や部会を相当な頻度で開く必要がある。データに基づいて効率的に審議できるよう、審議項目や内容、審議の進め方などについて、適切な運営を検討いただきたい。

（回答）今後は定期的に年間複数回開催することとなることから、農薬の安全の確保を図りつつ、効率的かつ円滑に審議を進めることができるよう、努めていきたい。

（質問）軽微な事項の変更のうち、「使用期限」について、「経時安定性試験の結果から技術的に判断できるものであり、本分科会での審議を要さない」とされているが、どのような意味か。

（回答）製品の形態として申請された農薬を経時安定性試験に供し、申請書に記載されている使用期限案の時点で、有効成分濃度が国際基準（JMPS）で定める適正な範囲にあれば、申請された使用期限を登録することが適当と判断できるということ。

（質問）軽微な事項に該当するかどうかは誰がどの段階で判断するのか。

（回答）判断基準が明確であることから、申請後に事務局で判断する。

（質問）軽微な事項に該当する場合として具体的にはどのような申請が該当するのか。

（回答）例えば、対象病害虫の追加などの場合は軽微な事項に該当する。

（質問）軽微な事項に該当する申請について、委員等が把握することは可能か。

(回答) 農薬の登録・変更事項は、すべて(独)農林水産消費安全技術センターのホームページで公表しているため、確認が可能である。

(2) 農薬の変更登録に係る意見の聴取について(諮問)

農林水産大臣より諮問を受けた、有効成分としてフルポキサムを含有する農薬の変更登録に関し、「農薬の変更登録に係る意見の聴取に関する資料」(資料5)に基づき審議を行った結果、案のとおり了承された。

委員からの主な質問・事務局からの回答は以下のとおり。

(質問) 農薬原体の組成分析について、定量された分析対象の含有濃度の合計が986~1002 g/kg と幅を持った記載になっているが、これは複数のデータを扱ったためか。

(回答) 原体の組成分析については、5ロットを要求しており、分析対象の含有濃度の合計として980 g/kg 以上であることを求めている。そのため、このような記載としている。

(質問) 「作用機作」とあるが、この表現は正確か。「作用機構」でなくてよいか。また、元号ではわかりにくいので、西暦にできないか。

(回答) 以前、優先審査の仕組みについて議論した際も「作用機作」という表現で整理しているところ。元号については、西暦の併記も可能なので、検討したい。

(質問) 資料中の水産動植物の被害防止に係る農薬登録基準及び水質汚濁に係る農薬登録基準について、基準値の単位が異なっていることから整理いただきたい。

(回答) 登録基準値については、それぞれ環境省の評価書から転記している。

(3) その他

今後の農薬登録に係る行政の運営、評価法についての委員からの意見と事務局からの回答は以下のとおり。

(意見) 今後審査や分科会・部会の開催など、政府機関の業務量が増えていくため、どのようにしてマンパワーを確保していくか、考えて取り組んでいただきたい。また、有識者、業界とも議論していきながら、実効性のある農薬行政を進めていただきたい。

(回答) 農薬行政を効率的に進めて行くためのシステム開発などに取り組んでいるところ。また、安全を確保しつつ、新しい技術にも対応する必要もあるので、引き続き皆様にご意見を伺いながら進めて行きたい。

(意見) 最近ではドローンによる農薬散布が増えているところ。今回新たに追加された評価は、使用者への安全評価であるが、周辺住民への安全性も評価する必要があると考える。

(回答) まずは一番暴露の可能性が高い、農薬使用者への影響評価について新たに導入したところ。周辺住民への暴露評価については今後の課題と考えている。また、農薬の適正使用指導の中で住宅地等周辺での農薬散布に当たって飛散防止対策を講ずるなどの取組を進めているところ。

(以上)